クラブ活性化委員会規約

(名称)

第1条

この委員会は、クラブ活性化委員会という。

(委員室)

第2条

委員会は、クラブ活性化委員室に置く。

(目的)

第3条

学生の主体的な取り組みによる課外活動の活性化と、クラブ・サークル間の交流を図る。

(事業)

第4条

前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 会議の開催 (クラブ活性化委員会議、クラブキャップ会議、新年度クラブ紹介)
- 2 新年度クラブ紹介
- 3 応援・壮行会を主催する。
- 4 クラブ・サークル環境の整備
 - (1) 部室の自己管理を促す(清掃・美化)
 - (2) 施設・設備の整備について要望をとりまとめその改善に役立てる。
- 5 課外活動の活性化に寄与する上記以外の事業

(クラブ)

第5条

クラブ活性化委員会のもとに、クラブ・サークルを置き、クラブの組織、運営その他必要な事項は、クラブ・サークルが定める。

(会員)

第6条

クラブ活性化委員会の会員は、クラブ・サークルの部員を構成する東亜大学の学生とする。

(他団体加盟等)

第7条

クラブ活性化委員会は、東亜大学内の他の団体と共同で事業を行うことができる。

(委員)

第8条

クラブ活性化委員会に次の委員を置く。

- 1 会長1名
- 2 副会長2名(体育会系1名・文化系1名)
- 3 書記1名
- 4 上記委員以外の委員 若干名

(委員の選任)

第9条

委員の選任は、次に定めるところによる。

- 1 委員は、クラブキャップ会議の議決により定める。
- 2 議決方式は、本規約第15条の規定に準じるものとする。

(委員の任務)

第10条

委員の任務は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 会長は、クラブ活性化委員会を代表し、クラブ活性化委員会の業務をまとめ、執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が出席できない場合は、職務を代行する。
- 3 書記は会議の内容を記録し、会長・副会長を補佐する。
- 4 上記委員以外の委員は委員を補佐する。

(委員の任期)

第11条

委員の任期は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 委員の任期は、原則として1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、新たに委員 を選出し、前任者の残任期間に充てることができる。
- 2 委員は再任することができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その任務を遂行しな

ければならない。

(クラブ代表者)

第12条

クラブ代表者については、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 クラブキャップ会議にクラブ代表者を置く。
- 2 クラブ代表者は、クラブの部長又は各クラブからの推薦で選出する。

(会議)

第13条

クラブ活性化委員会は、クラブキャップ会議、およびクラブ活性化委員会議を主催する。 会議の構成・召集については、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 クラブキャップ会議は、クラブ活性化委員およびクラブ代表者をもって構成する。
- 2 クラブ活性化委員会議は、クラブ活性化委員をもって構成する。
- 3 会議は、定期又は臨時に会長が召集する。
- 4 会長は、会議の三分の一以上の構成員から、会議の目的事項を示して請求があったときは、 遅滞なく会議を招集しなければならない。

(議長)

第14条

会議の議長は、会長とする。

(規約の改正)

第15条

本規約の改正は、クラブ活性化委員会の委員および会員からの発議に基づき、クラブ活性化委員会議において改正案を検討し、クラブキャップ会議に参加したクラブ代表者の三分の二以上の賛成をもって議決される。

附則

この規約は平成20年2月12日より施行する。